

長野県環境審議会議事録

日 時：令和5年1月31日（火）

午前10時～午前11時32分まで

場 所：長野県庁議会棟 404・405 会議室

出席委員

新芝正秀委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、太田信子委員、
大和田順子委員、小林泰委員、下平喜隆委員、手塚優子委員、林和弘委員、
福江佑子委員、宮下克彦委員、宮原則子委員、村上和久特別委員代理、
酒向貴子特別委員、今井清隆特別委員代理、山崎敬嗣特別委員

以上 16 名

長野県環境審議会議事録
(令和4年度第5回)

日時 令和5年1月31日(火)
午前10時～午前11時32分
場所 長野県庁議会棟404・405会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第5回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹兼課長補佐の神津と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会の開催に当たりましては、14名の委員の皆様には、ネット回線を通じてご出席をいただいております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告します。ご都合によりまして伊藤委員、大島委員、加々美委員の3名からご欠席のご連絡をいただいております。これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして出席者16名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、猿田環境部長より挨拶を申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>おはようございます。皆様には、平素より長野県の環境行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また本日は、令和4年度第5回目となります長野県環境審議会に、ご多様の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>始めに、本県の環境行政をめぐる最近の動向について、1点御報告申し上げます。</p> <p>前回の審議会におきまして、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム、愛称として「くらしふと信州」を昨年9月30日に始動した旨お伝えしたところでございます。</p> <p>このたび、長野市の中央通り沿いの旧店舗を改修し、今月13日に「くらしふと信州」のリアルな拠点施設を開設することができました。</p> <p>2050ゼロカーボンの達成は、特定の主体が取り組むだけでは不可能であり、産学官、その他、あらゆる主体が世代や分野を越え、連携して行動していくことが必要です。</p> <p>このため、この「くらしふと信州」を、脱炭素に向けて参加者による自由なプロジェクトの提案と実行の場と、相互に学ぶための</p>

場としていきたいと考えております。

来月8日と9日には、この「くらしふと信州」を活用して、国際ゼロカーボン会議をオンラインで開催する予定でございます。あらゆる主体の知恵と力を結集して、脱炭素の取組を前進させてまいりたいと考えておりますので、この「くらしふと」への参加を検討いただくなど、委員の皆様におかれましてもご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でございます。第五次長野県環境基本計画の策定及び湖沼類型指定見直し、この2件の答申案についてご審議をお願いいたします。いずれも前回の審議会にて、中間報告についてご議論いただいた後、パブリックコメントの実施等を経て、答申案としてまとめさせていただいております。

湖沼類型指定見直しにつきましては、湖沼類型指定見直し専門委員会の沖野委員長にもご出席をいただくこととなっております。

委員の皆様には、幅広い観点から御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

本日の審議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては、適宜入退室をしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。本日の資料は次第、出席者名簿、会場図のファイルと、会議事項の資料1と資料2のファイルとなっております。資料につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、これから審議に移らせていただきます。議長につきましては、長野県境基本条例第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは議長を務めさせていただきます。本日も、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速ですが、審議に移りたいと思います。

1件目は、審議事項アの「第五次長野県環境基本計画の策定について」でございます。11月の第4回審議会での中間報告後パブリックコメントの実施を経て、答申案が示されているものでございます。

それでは、幹事からご説明をお願いいたします。

小林 環境政策課長

長野県環境部環境政策課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますが、私のほうから、第五次長野県環境基本計画の策定につきまして、答申案の概要をご説明させていただきます。資料1-1をご覧くださいと思います。

本計画の策定の趣旨は、1に記載してございますとおり、長野県環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定するものでございます。

計画期間は2に記載のとおり、2023年度から2027年度の5年間でございます。

計画の対象分野につきましては3に記載しておりますが、(2)の脱炭素社会の構築から(6)の循環型社会の形成までの五つの分野がありまして、この(2)から(6)に共通する分野として、(1)の持続可能な社会の構築があるという整理でございます。

次に、これまでの検討状況につきましてですが、4に記載しております。11月28日に開催しました第4回の環境審議会で中間報告を行い、計画の答申素案を御審議いただきました。

その際に委員の皆様から頂戴した意見を踏まえ、施策を担当する各部署において検討を行い、答申案の取りまとめを行いました。また、県民意見の聴取につきましては、12月16日から1月13日までの間パブリックコメントを募集し、計画案に対して56件の意見が寄せられました。

次に、本計画のポイントについてご説明いたします。次のページをご覧ください。

本計画のポイントは、4点でございます。

一つ目のポイントは、SDGsによる施策の推進です。SDGsと関連づけた本計画の基本目標を設定しました。基本目標は、「共に育み未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」としました。その意味は、「共に育み」はパートナーシップ、「未来につなぐ」は持続可能、「豊かな自然」は本県が誇る自然環境、「確かな暮らし」は経済・社会・環境の統合的向上を目指すというものでございます。

また本計画の実施策には、SDGsが目指すマルチベネフィット、すなわち、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決するという視点を取り入れ、環境面の取組に加えまして、経済・社会の課題解決を図る取組についても位置づけています。

例えば、本県の豊かな自然環境を生かし、幼児期の子供の豊かな育ちを推進する「信州やまほいく」や、建築物省エネ法の省エネ基準を上回る県独自の基準を設定した「信州健康ゼロエネ住宅」などの取組につきまして、☆印をつけて記載しております。

これによりまして、環境部だけではなく、県庁全体で横断的に取

り組む計画としたところでございます。

二つ目のポイントでございます。現在策定中の次期総合5か年計画や現行の第四次環境基本計画の後に策定したゼロカーボン戦略や、第5期の廃棄物処理計画と整合性を確保し、ゼロカーボン施策の拡充や循環経済への転換に向けた施策なども取り込んだ点でございます。

三つ目のポイントは、今回から新たに本計画に生物多様性・自然環境の保全と利用に関する部分を、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に当たる「生物多様性ながの県戦略」に位置づけて一体性を確保した点です。

なお、現行の計画と同様に、水環境の保全に関する部分を第7次の長野県水環境保全総合計画に位置づけているところでございます。

四つ目のポイントにつきましては、本計画がより多くの県民の皆様親しみを持ってご覧いただけるように推進標語を募集しまして、六つの施策の分野ごとに設定することとした点でございます。

標語募集につきましては、パブリックコメントの実施と合わせて、12月16日から1月13日にかけて行い、小学生から一般の方まで、合わせて167名、計360作品と多くの応募をいただきました。現在選定の作業中でございますが、本日委員の皆様にお示しするには至っておりませんが、選定が終わったところでお知らせをさせていただきたいと思っております。

なお、選定方法につきましては、環境部の職員や県内の高校生から募集される審議会において決定してまいります。

次に、今後の予定につきましては6に記載しておりますが、答申をいただいた後に、3月の部局長会議で決定していきたく考えております。

次に、第五次長野県環境基本計画案の概要の概要についてご説明いたします。資料の1-2をご覧ください。

まず、左上の「基本的考え方」と、右上の「基本目標」につきましては先ほどご説明のとおりでございます。

その下でございますが「1 持続可能な社会の構築」から、「6 循環型社会の形成」まで、全部で六つの分野を掲げておりまして、その中に環境をめぐる状況・課題、将来像、主な施策、達成目標を掲げております。

また主な施策の中で、☆印をつけた箇所でございますが、これは環境を生かした経済や社会の課題解決につなげていくマルチベネフィットの取組でございます。

それでは、まず「1 持続可能な社会の構築」です。状況につきましては、人口減少による担い手の減少や地域活力の低下でござ

いまして、将来像としましては、本県の豊かな自然の価値を改めて認識し、誰もが当たり前に環境に配慮した行動を実践していることや、あらゆる主体のパートナーシップにより、環境保全活動が活発化していくことなどを挙げております。

主な施策につきましては、赤字・下線の部分が現行の第四次計画から拡充・追加する取組でございまして、この分野におきまして拡充・追加するものとしましては、信州環境カレッジにおける学びの環境整備のさらなる強化でございますとか、「くらしふと信州」における産学官など、あらゆる主体の対等な共創の実現などがございます。

達成目標につきましては、環境のためになることを実行している人の割合と、都市農村交流人口を挙げております。この都市農村交流人口とは、農業体験などで県内を訪れる都市住民の数となります。

次にその横に行きまして、「2 脱炭素社会の構築」につきまして、状況・課題は、地球温暖化による地球規模での気候非常事態と、脱炭素社会に向けた動きの加速などでありまして、将来像としましては、家庭や事業活動など社会全体での省エネの推進や化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んだエネルギー自立地域の実現などがございます。

主な施策につきましては、昨年度に策定しました「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき内容を拡充・追加しております。充電インフラ等の整備・促進や「信州健康ゼロエネ住宅」の普及・促進、住宅や事業所等の屋根太陽光発電、あるいは小水力発電の普及、エネルギー自立地域づくりの推進などがございます。

達成目標につきましては、県内の温室効果ガス総排出量、県内の最終エネルギー消費量、県内の再生可能エネルギー生産量、民有林の森林整備面積などがございます。

次に左側のほうに参りまして「3 生物多様性・自然環境の保全と利用」につきましては、状況・課題につきましては、開発や里山の利用、管理衰退、気候変動などによる野生動植物の生育環境の悪化や里地里山の活動縮小に伴う県土の保全機能の低下や景観の悪化などございまして、将来像としましては、生態系ネットワークが形成され、本県ならではの生物多様性が保全されていることや、人と自然が共生する持続可能な社会の実現ということなどを掲げております。

主な施策につきましては、「長野県版レッドリスト」の改訂や多様な主体とのパートナーシップによる生物多様性保全の推進、サーティー・バイ・サーティー（30by30）の目標に向けた保全地域の掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上などを拡充・追加しているものでございます。

達成目標につきましては、生物多様性保全パートナーシップ協定数や、自然公園利用者数などでございます。

続きまして右側です。「4 水環境の保全」につきましては、状況・課題としまして、湖沼の環境基準達成率が依然として低いことと、諏訪湖ではヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大などでございまして、将来像としましては、水源の涵養による健全な水循環の維持や、安心・安全な水が確保されていることなどでございます。

主な施策につきましては、上下水道に関する広域連携等の推進や、諏訪湖環境研究センター（仮称）の設置による水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進を拡充・追加していくものでございます。

達成目標につきましては、河川湖沼の環境基準達成率、污水处理人口普及率でございます。

続きまして左下でございます。「5 大気環境等の保全」につきまして、状況・課題としましては、PM2.5などによる広域的な大気汚染の懸念やアスベスト使用建築物の老朽化に伴う解体作業の増加による周辺環境への飛散の懸念などでございます。

将来像としましては、良好な大気環境の保全と安心・安全な生活環境の維持でございます。

主な施策につきましては、常時監視や発生源対策などによる大気環境の保全、星空観察など、美しい星空を活かした地域の取組支援などでございます。

達成目標につきましては、大気環境基準達成率でございます。

次は右下でございます。「6 循環型社会の形成」につきましては、状況・課題としましては、1人1日当たりのごみの排出量が全国の都道府県の中でトップレベルであること、一方産業廃棄物の総排出量は増加傾向にあることなどでございまして、将来像としまして、県民一人一人にSDGsのゴールの一つであります「つくる責任つかう責任」の意識が浸透して、大量生産・大量消費型の行動が見直され、生産から廃棄までのライフスタイル全体の自然循環の高度化が進み、環境負荷が少ない循環型社会が形成されていることなどでございます。

主な施策としましては、「信州プラスチックスマート運動」や、「食べ残しを減らそう県民運動」などの啓発活動や、環境配慮が他製品の開発に取り組む事業者等への支援などを拡充・追加しております。

達成目標につきましては、一般廃棄物、産業廃棄物の総排出量などでございます。

続きまして1-3をお願いいたします。

答申案の本文でございます。パブリックコメントや現在策定中の次期総合5か年計画などとの整合を図るための修正や字句の修

正などを行っております。パブリックコメントの際に委員の皆様にお示しさせていただきました計画案から、修正している箇所を本日黄色マークをかけて表示しております。そういった主な修正点について説明をさせていただきます。

まず3ページから始まる「第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括」につきましては、この5年間での取組の実績を何点か追記しております。

まず14ページになりますが、3の生物多様性、自然環境の保全と利用に関しまして、こちらの部分ですが、中央アルプスの国立公園指定を契機にしまして、中央アルプス国立公園指定記念事業実行委員会を設立し、山岳フォーラムを実施したことや、霧ヶ峰自然保護センターの施設改修の実施についてを追記しております。

次は17ページでございますが、「4 水環境の保全」につきまして、2019年10月に発生した東日本台風により被災した千曲川流域下水道下流処理区終末処理場の復旧完了や、諏訪湖環境研究センター（仮称）の設置の検討と、同センターを設置する県男女共同参画センターの建物改修に着手したことを追記しております。

次に26ページからの「第3章 長野県の将来像」につきましては、27ページの部分でございます。「6 循環型社会の形成」に関しまして、次期総合5か年計画との整合を図り、循環経済の考え方を黄色い部分で追加しているものでございます。

続きまして28ページから「第4章 計画期間中の目標と実施施策」についてですが、実施施策に関しまして31ページになりますが、「1 持続可能な社会の構築」の部分でございます。こちらにエシカル消費の記載を追記しております。エシカル消費につきましては、素案の段階では「2 脱炭素社会の構築」の部分に記載しておりましたが、エシカル消費が人と社会・環境に配慮したものやサービスを選んで消費するということであり、この「1 持続可能な社会の構築」の環境教育の部分でも触れるべきとのパブリックコメントを受けまして、この1の部分にも併記することといたしました。

また32ページにつきましては、これはゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」についての文言を一部修正したものでございます。

次に、「2 脱炭素社会の構築」の部分につきまして、37～39ページになりますが、総合5か年計画との整合を図った上での修正を行ったものでございます。

例えば37ページの上段には、県内企業の温室効果ガス排出量の可視化などの支援による環境対応型企業への転換促進でございますとか、39ページでございますが、「ケ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進」に関しまして、野立て太陽光発電事業の適正化の

ための条例制定の検討などを追記しているものでございます。

次に「4 水環境の保全」につきまして、51 ページをご覧ください。また、「エ 水に関する災害対策等」に関しまして、水道事業の基盤強化や水道事業に係る専門人材の確保・育成の支援についてを追記しております。

次に「6 循環型社会の形成」につきましては 60 ページをご覧ください。こちらのところでは「イ 循環経済への転換への挑戦」ということをごいまして、これまでの素案の書きぶりでは、廃棄物の削減や再資源化の内容がほとんどでございまして、生産工程や流通工程での取組や消費段階の部分についての取組にあまり触れていなかったため、そうした取組についても追記したところがございます。例えば、県工業技術センターの機能強化を通じた環境に配慮した製品開発に取り組む製造業等の支援でございます。

続きまして、資料 1-4 をお願いいたします。

こちらは計画案に寄せられました県民の皆様からの意見とそれに対する考え方をまとめたものでございます。全部で 56 件の意見が寄せられておまして、計画に反映するほか、今後の施策の推進に当たり参考としてまいりたいと考えています。

次に 1-5 をご覧ください。

こちらにつきましては、以前の審議会で打越委員さんから、過去に作成したこの環境に配慮した生活指標のアンケートについて発言をいただいております。このアンケートを審議会の委員の皆様と共有するとともに、これを普及啓発に活用してはいかがとの意見でございました。

この「環境に配慮した生活に関わる指標アンケート」は、5 年前に打越委員と環境政策課の職員とで共同で作成したものでございまして、2018 年と 2019 年の 2 年間、信州環境フェアの来場者に対しましてアンケートを実施してまいりました。

その後、新型コロナにより信州環境フェアのリアル開催が厳しい状況になり、来場者アンケートを実施してこなかったのですが、来年度以降の信州環境フェアでは、このアンケート調査を実施しまして、結果を発信できればと考えているところでございます。

それに向けまして、一部、性別欄の記載でございましたり、下段の設問内容につきましても、昨今の急激な脱炭素の動きなどを踏まえまして見直し作業をしていきたいと考えているところでございます。

当時の詳しい作成経過につきましては、この後打越委員さんからご報告をいただければ幸いです。

なお、その後ろの資料 1-6、1-7 につきましては、この 2 年分のアンケート結果を添付しておりますので、こちらにつきまし

ては、また後ほどご覧いただければと思います。

以上説明とさせていただきますが、この答申案は分量もございますので、本日の会議後1週間以内をめぐり、また委員さんからの意見を受け付けるようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

梅崎会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、意見に先立ちまして、打越委員、参考資料1-6にアンケートの結果がまとめてありますので、少し説明をお願いしてよろしいでしょうか。

打越委員

ありがとうございます。それでは皆さんに、資料の1-5を見ていただいて、「環境に配慮した生活に関わる指標アンケート」ということが、どういう経緯で生まれたのかをお伝えしたいと思えます。

これは、前回の第四次環境基本計画を策定するときに、いかにして県民に環境を守るという意識を持ってもらうか、そのためにどんな政策を行うかという議論が行われていたときに出したアイデアとして、現状どうなっているのかという県民の状況をデータとして集めようというのと同時に、このアンケートに記入してもらって、自覚してもらおう、「そういえば、言われてみればそうだね。ちょっとやってみようか」と、本当に厳しいラインを引くのではなくて、誰でもちょっとできるよねと、中にはちょっと難しい、できていないかもというものも入れながら、県民の皆さんにアンケートを記入しながら自覚してもらうための仕掛けでした。

そのときに、例えばお金に余裕がある人はいろいろな設備を替えたり設置したりできるけれども、お金がなくても自分は自然環境を守るべきだと、ごみの分別をきちんとやっていると答えられるように、実際に実践しているというものを、水大気環境とか廃棄物であるとか、エネルギーであるとか、自然環境のテーマごとに、実際にやっているという指標と、それから自分の価値観として自分はこういう思いを持っているというのを書き込めるように、合計100個の項目をつくりました。

100個の項目で、もうとにかくいろんなテーマでつくったのですが、その100の項目を長野県の環境部の職員さんや、私の大学のゼミの学生などで実際に記入して行って、県の職員さんのご家族にも実は協力してもらって、合計300人に答えてもらったんですね。300人に答えてもらいますと、例えば何番と何番は重なっているねとか、これとこれは省略していいねというのが見えてきますので、その中でほかの要素とは重ならない、このポイントを

	<p>押さえておくと、逆に言うのごみ問題はかなりほかのものもやっていると答えてくれる、あるいは自然環境保全、ここをやっていない人はほかのものも大体やっていないよねというように、共通した重複した要素を全部削って行って、残ったのが25項というところであります。</p> <p>実際これをやってみますと、本当に言われてみると「なるほど」とちょっと自覚させるもので、信州環境フェアで2018年、2019年にやったときには74%の方がずいぶん積極的に回答してくださっていたんですけども、コロナ禍で数字がズドンと落ちてしまった。これをもう一度たくさんの方が集まる場で回答してもらって、意識づけしていくというのが大事ではないかと、そんなふうに思っております。</p> <p>私からの説明はこんな感じで、環境部さん、よろしいでしょうか。</p>
小林環境政策課長	<p>ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、このアンケートの目的は、そもそも現状を把握することが重要だということのほか、このアンケートに記入することで気がつかれること、そこが目的だということがよく分かりました。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いします。特に範囲は設けませんので、どなたからでも結構です。</p> <p>打越委員、どうぞ。</p>
打越委員	<p>私も今日途中退室しなければいけないので先に。標語を集めるという点は、県民を巻き込んで親しみやすい計画にするためにとこのをお伝えしたのを、本当にしっかり実践してくださって、しかも167人の方から360も句が集まったら、その中から6個というのはきっといいものを選ばれるんじゃないかと思えます。</p> <p>応募してくれた方にも、選ばれなくても応募してくれた方に、また広げて、この計画書が県民に根づくといいなと思っております。まずはその程度です。よろしく申し上げます。</p>
梅崎会長	<p>大和田委員、どうぞ。</p>
大和田委員	<p>大和田でございます。3点ほどございます。</p> <p>これは今後5年間の基本計画だと思いますので、やはりこれから5年間のことを見据えた内容にしておく必要があると思うんですね。そういった観点からしますと、1点目は、脱炭素の項目の中</p>

で、本文には少し入っているのですけれども、農林業分野のゼロカーボンに向けた計画と申しますか、具体的に申しますと、やはり果樹が多い長野県ですので、果樹関係の、例えば最近山梨県ですと4パーミルというイニシアチブを導入して、具体的に、例えば5,000ヘクタールで3,500トン固定化していますというような、そういうことに着手されているわけです。

バイオマスに関しても、今新しい農林水産省の基本計画がつかられてちょうど始まっているところでもありまして、まさにこれからの5年間というのは、農林業分野についてももう少し具体的に、CO2をどう固定化していくのか、減らすだけではなくて、固定化していくのかという点についても触れたほうがいいのではないかと。実際、今その取組が始まっているところなので、長野県としてもどうやっていくのかというところを加えられるといいのではないかと申すことが1点です。

2点目は、生物多様性の観点でございます。30by30という言葉は書いてあるのですが、実際長野県は国立公園も多いので、既に3割以上が保全地域になっていると思っておりますが、具体的にどれぐらいの地域が保全地域に既になっていて、そうではない地域でどのようにOECMを具体的に導入していくのかといったようなことも、今後5年間であるならば、やはり書き込まれていたほうがいいのではないかと。

その関連で言うと、森林セラピーについても触れられてはいるのですが、森林サービス産業というような言葉がありますけれども、生態系サービス産業という考え方があまり書かれていないと思っておりますが、そういった生態系サービスに関わる産業とか取組にどんなものがあるのかといったようなことについても書かれるとよろしいのではないかと。

ここで実際、炭素貯留について書かれているわけですが、そういったものが、表の集約したときの表紙のほうに入ってきていません。やはりそういった点についても、もう少し前面に書かれているといいのではないかと申しました。

それからあと横断するテーマかもしれませんけれども、海はないとはいえ、森・里・川・湖という流域での取組についてもどこかに書いてあるのかもしれません。そういった観点も注目されている考え方ですので、盛り込まれるといいのではないかと申す3点でございます。

梅崎会長

3点御質問がありましたけれども、お答えよろしいでしょうか。

小林環境政策課長

1点目でございます。農業分野について、もう少し固定化の部分に触れてはどうかということでございます。この部分につきま

	<p>しては、本文の 40 ページのところでございますが、「エ 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化の推進」ということで、林業の部分では間伐から主伐・再生林の移行などについて書かせていただいている部分と、その下の農業については、「オ 農業生産現場における取組の推進」と書かれておまして、今の記載はこういうふうになっておりますが、もう少し書けるかどうかということにつきましては、関係する農業やそちらの分野とも相談させていただかないといけないと思っておりますので、また検討させていただければと思います。</p>
大和田委員	<p>特に省エネや屋根ソーラーとかそういうことは長野県は進んでいると思うのですが、やはり長野県というとワインとか果樹というのは知られている産業だと思いますので、そういった側面からCO2 削減にも貢献できるんだというようなことが出ることによって、さらに信州ワインの付加価値が高まるのではないかと、そういった考え方もありますので、ぜひ御検討いただければと思います。</p>
新津自然保護課長	<p>続きまして、自然保護課長の新津です。2点目の御指摘の生物多様性に関連する部分で、30by30 という点ですが、どのように長野県としてはその先5年間で達成していくのかということも触れたほうがいいのかという御指摘いただきました。</p> <p>30by30 につきましては、44 ページに記述がございますのと、そもそも 30by30 は何かという用語解説がございます。そこは、先ごろカナダ・モントリオールで生物多様性条約の第 15 回の条約締約国会議があったことを踏まえ、記述をちょっと修正しなければいけないような社会的な情勢があるので、その記述の修正に併せて検討いたします。</p> <p>ただ、30by30 の達成に向けて OECM という保全すべき場所をどのように認定するのかという仕組みづくりや、どんなふうになれば国が認めてくれるのかといったようなことが、まだ不明な状況にあります。</p> <p>今この現在のところで、長野県としてこんなふうな具体的な取組をしたいというのはちょっと苦しいなという状況にはございません。時点修正合わせまして記述の検討はさせていただきます。</p>
大和田委員	<p>ぜひお願いしたいのですが、OECM は、既に 50 か所ぐらいでしたか、試行的な場所が今年選定されています。その中に長野県が入っていたかどうかまでは細かく見ていないのですが、今後5年間を考えると、やはり先取りして、自然が豊富な県でもありますし、ネイチャー・ポジティブにさらに積極的に取り組んでいただければ</p>

小林環境政策課長	<p>と思います。</p> <p>3点目の関係でございます。本県に海はないのですけれども、森・里・川・湖について、例えば連携した記載を入れたらどうかというところがございます、確かにパートに分かれておりまして、水の部分は4の部分でございますし、記載については検討していく必要があるかと思っておりますので、検討させていただければと思います。</p>
大和田委員	<p>それからもう一点、今ちょうど出ている「ア」の何番目かの森林セラピーや何とかとここにありますね。森林の利活用に関する活動を支援しますと。これがまさに森林サービス産業のことだと思うのですけれども、先ほど申し上げた生態系サービス産業のような、未だあまり使われていない言葉だと思いますが、生態系サービスに関して多面的に考えていくと。この5年を考えるとちょうどいいタイミングかと思っておりますので、OECM と併せて御検討をいただければと思います。</p>
小林環境政策課長	<p>それをお聞きして、全くぴったりというわけではないのですが、資料 68 ページに参考資料ということで、上の部分に「生物多様性・自然環境の保全と利用」というところで、指標のところ「森林サービス産業実施プロジェクト数」というのを入れさせていただいてまして、今、森林づくり指針を策定中ですが、この目標に合わせて、2027 年度に 50 プロジェクトとさせていただいているところでございます。</p>
大和田委員	<p>ですので、森林サービス産業は長野県が中心になって推進してきた面もあると思っておりますので、生態系サービスについても、御検討いただけると、さらに広がりが出てくるのかなということでございます。</p>
梅崎会長	<p>5年後を見据えて幅広い視点でという御意見ですので、御検討のほう、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにも御意見をたくさんいただいておりますので、次に参ります。</p> <p>続きまして、小林委員どうぞ。</p>
小林委員	<p>先ほどの県民のアンケートの関係ですが、県民に対する意識づけということで非常に重要だと思っています。一面、環境フェアや何かで取ったアンケートについては、具体的にどうやって分析して県の施策にどのような形で反映されているのかというのが 1</p>

<p>小林環境政策課長</p>	<p>点。 あと、今後も取られる場合には、具体的にどのような形で分析して活用されるのかというところをお聞きしたいと思います。</p> <p>せっかくこれだけご努力をいただいてアンケートを取られるわけですから、その辺も意見としても検討していただきたいと思います。</p> <p>アンケートをどう分析してどう活用していくのかという部分でございしますが、実は今まであまり分析までは及んでいなくて、こういうふうには1-6と1-7でも結果を出しているのですが、実は環境フェア実行委員会のほうでまとめてもらっています。</p> <p>ですので、県としてこれを施策に当然反映している部分はあるかもしれませんが、これを詳細に分析するまでには及んでいなかった面はあります。</p> <p>今後こういった場面で、信州環境フェアにつきましても、今はリアル開催ではなくオンライン開催ということになってきており、来場者がいっぱい来るという状況ではなくなってきているので、効率的にどうアンケートを集めるかというのは考えていかななくてはいけないですし、例えば電子でやる方法があるのかなど、そういう方法も考えながら、そしてせっかくこれをやりますので、しっかりと分析はしなければいけないと思います。関係している皆さんとも協力して、信州環境フェアの実行委員の皆さんなどと検討していきたいと考えているところでございます。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>小林委員、よろしいですか。たぶん県民の皆様の環境問題に対する意識の推移とか関心度というのが表れていると思いますので、その辺も検討していただければと思います。</p> <p>引き続きまして、福江委員どうぞ。</p>
<p>福江委員</p>	<p>福江です。いくつか質問というか、コメントをしたいと思えます。まず、先ほどのアンケートですが、非常に私も重要なプログラムをやられていると思えました。ただ、アンケートの対象が信州環境フェアに来られた方だということで、かなり環境に対して意識の高い方たちを対象にされていると思うんですね。ですから、そういうバイアスがかかっているということを念頭に置いて、解析というか、分析をしなければいけないのではないかと思います。</p> <p>なので、信州環境フェアに来られている方だけではなくて、例えばどこかの学校でやるとか、おしなべてというか、平均的な県民といえますか、そういう県民の意識がどの程度なのかということを押さえる必要もあるかと思いますので、やはり対象者を広げるべきではないかと思います。</p>

次に、今回の審議事項である環境基本法の内容について質問と
いうか、コメントをしていきたいと思えます。

まず細かいことですが、14 ページの5行目にあります環境保全
研究所の研究の部分で、生物多様性の保全において重要な地域を
中心とした調査・分析をしたと書かれているわけですが、県民にも
う少し分かりやすいように、あまり具体的ではないと思うので、実
際にどういう地域の調査を行ったのかということを入れたほうが
いいのではないかと思いました。

次に、やはり14 ページの36 行目ですが、保護回復事業計画の
策定・検証数が26 種あって、その目標が達成されそうだといい
ことが書かれておりますが、これは、この26 種が策定して検証され
たということであって、守られたわけではないわけです。

実際この保護事業計画の目的としては、この計画を策定するこ
とによって、種が保護や保全されることですので、この策定種数と
いうのは、途中経過、途中段階にすぎないと思えます。一つの評価
基準であってここに記載するのはいいとは思いますが、さらには重
要なのは、この策定によって守られたかどうかということが重要
になってくると思えます。この保護事業計画の中で検証を各種10
年ごとにやるわけですが、その評価の結果が真の目標であるべき
ではないかと思えます。

なので、その評価の結果を記載していくということが重要だと思
います。

次に26 ページの38 行目、長野県の将来像のところ、自然の
恵みを活かして気候変動対策、防災・減災を行うところですが、「自
然の恵み」と言いますと、一般的には山菜やジビエなどを思い浮か
べることが多いのではないかと思ひまして、これが気候変動や防
災・減災とは直接的に結びつかないように一般の人は思うんじや
ないかと思うんですね。

もし、この「自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、
地域経済」という部分が COP26 で示された概念である生態系を活
用して気候変動を緩和するというネイチャー・ベースド・ソリュー
ション (Nature based Solution) という概念を示したものであれ
ば、この「自然の恵み」というよりかは、もう COP26 にも「生態
系」や「自然資本」という言葉も使われたりしていますので、「生
態系や自然の恵み」としてもいいかもしれませんが、「生態系」と
いう言葉をきちんと入れたほうがいいのではないかと思ひまし
た。

長くなって申し訳ないのですが、もう一つ、全体的なコメントで
すが、先ほど大和田委員からも5年間の計画を見据えてというお
話がありました。それを見据えたときに、この計画の中で5つの分
野が示されているわけですが、この基本計画の最初のほう

の2ページにも計画の対象分野ということで5つの分野があって、それに共通するものとして持続可能な社会の構築と書かれています。

実はこの5つの分野というのは、それぞれが独立しているわけではなくて、お互いに関係し合っているはずで、その関係し合っていて、そしてこの5つができることによって持続的な社会が構築されることになると思うのですが、こういうふうに図はありますが、文章としてそれが示されていないと思いました。

先ほど生態系を活用して気候変動を緩和するといったネイチャー・ベースド・ソリューションというように、各分野を統合した考え方を示す必要があるのではないかと思います。

COP26では、気候変動と生物多様性の二つの危機に対する同時対策の必要性が指摘されていますし、また、環境省の次の生物多様性国家戦略案の中でも、気候変動と生物多様性は相互に影響し合う関係にあって、一体的に取り組む必要があると述べられているわけですが、そして、例えば再生エネルギーの導入においても、自然環境と共生することが大前提であるというふうにも書かれています。

繰り返しになってしまいますが、各分野が現象的にも独立しているのではなくて、お互いに関係し合っていること、そしてこれが統合されて持続可能な社会の構築ができるということを施策の方向性の中に書く必要があるのではないかと思います。

長くなってすみません。以上です。

梅崎会長

少し時間が超過してまいりましたので、ポイントだけ簡単に御説明をお願いいたします。

新津自然保護課長

自然保護課長の新津です。

御指摘いただきました、まず具体的な地域名、15ページの5行目のところですが、具体的にどんな場所でやっていったのかが分かりやすいよう検討いたします。

それから、14ページの36行目の指標の達成のことで御指摘をいただきましたが、これは第四次の計画で指標を立てておきまして、それが客観的に四次の計画が達成できているかできていないかという記述の場面ですので、この部分については御理解いただきたいと思っております。

26ページの38行目の自然の恵みのところは気候変動と一般の方は結びつかないで、ネイチャー・ベースド・ソリューションという考え方なのかという御指摘です。御指摘のとおりで、随所に自然の恵みが問題解決に結びつけるという、ネイチャー・ベースド・ソリューション(NbS)という考え方が幾つかこの計画の中に入って

梅崎会長	<p>おりました、例えば44ページの施策の方向性にもズバリそのように書いてあったりするのですが、そこがNbSの考えだよと、もう少し分かるように工夫ができないかということですので、ちょっと検討してみます。</p> <p>先ほど幹事からも説明がありましたように、この審議につきましては、ご意見がありましたら、1週間以内で提出をいただいて、事後回答も含めて書面審議ということにさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、質問のほうを受けたいと思っております。</p> <p>宮原委員、どうぞ。</p>
宮原委員	<p>一つお願いいたします。資料1-2の基本的な考え方の「1 持続可能な社会の構築」のところで、『信州環境カレッジ』において、誰もがいつでも学べる環境整備の更なる強化」と書いてあります。確かに信州環境カレッジは、ウェブでの講座を誰もがいつでも気軽に学ぶことができる素晴らしい手法の一つだと思います。</p> <p>ですが、インターネットの環境下にはない方たちが、私の周りにはたくさんいらっしゃいます。ウェブ講座以外の方法にも力を入れたほうがよいと思います。SDGsの目標には「誰一人取り残さない」という項目がありますが、ネットの環境下にはない方たちが学べる方法も取り入れたほうがよいと思います。</p> <p>それには地域における環境教育の実施が効果的だと思います。</p> <p>市町村が公民館などで地球温暖化防止活動推進員や信州環境カレッジに登録されている団体などの派遣を受けて楽しく学べる体験型講座を開催するよう、市町村への働きかけをおこなっていただければと思います。</p> <p>コロナ感染対策が緩和されつつある中で、集合的な学びということもできるのではないかと思います。</p> <p>ですので、ここの「更なる強化」ということも大事でしょうけれども、もう一つ、県内各地域における環境教育の実施というところで県のお力を注いでいただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p>
小林環境政策課長	<p>今まさに委員さんがおっしゃったとおり、今まで私たちがウェブによる強化を考えていたところですが、確かにインターネット環境にはない方がいるということもあるかと思われました。前回の審議会でも、委員さんから、地域の環境教育については、例えば公民館活動を活用した取組をしたらどうかという意見をいただいていたのですが、私たちの考え方としては、このカレッジにおいて、地域で行われている環境関係の教育活動についても情報発信を行っ</p>

	<p>ていきますという考えの下、原文は変えていないのですが、実際にやっていく中ではそのようにやっていきたいと思えますし、記載については確認をさせていただければと思うところがございます。よろしくお願いいたします。</p>
宮原委員	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>それでは先に進みます。 酒向特別委員、よろしくお願いいたします。</p>
酒向特別委員	<p>酒向です。42 ページにあります OECM に関してですが、現在国のほうで OECM の検討会などを開催しておりまして、新しく日本では OECM に関する言葉として「自然共生サイト」という言葉が定義されました。今後認定していくのは、自然共生サイトとあって、これは民間の取組などによって、生物多様性を保全する地域のことを定義しています。</p> <p>そして OECM というのは、自然共生サイトのうち、保護地域と重複を除外した区域を自動的に国際機関に登録するという形になっておりますので、すみませんが、その定義に基づいて一部文章などを修正していただければと思っております。</p> <p>また今、環境省のほうでも生物多様性国家戦略を年度末に向けて検討しておりますし、第六次環境基本計画なども検討しておりますので、この長野県産の基本計画を策定する時期、なるべく最新の情報なども取り入れた形でそれを反映していただければ幸いに思います。</p> <p>それともう一点ですが、次の 43 ページの外来種の対策の推進ですが、外来法もこのたび改正がされまして、地方自治体も外来種に対する責務が定義されています。国はまだ定着していない外来種の防御や、保護すべき優先的な地域、国立公園などの地域を防御する、それ以外に関しては地方自治体が防御する責務という形で定義されましたので、可能であれば、外来種の対策の推進に対しても、もう少し積極的な書きぶりができればとお願いしたいところです。以上になります。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。この件はよろしいですか。 それでは、打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。先ほど環境に配慮した指標に関して、小林委員と福江委員からいい取組だというお言葉をいただいて、本当に5年前につくったときの苦勞が報われるようで、ありがたく思います。</p>

一言一言分かりやすいように、環境問題にそんなに知識がなくても分かりやすいように、それから反発を受けないように、また語弊がないように一言ずつ、もう本当にやすりにかけるようにして25項を精査してつくったものですので、そう言っていただけるとありがたいです。

それで分析であるとか、政策への反映の件ですが、本当は「私がお手伝いしましょうか」とお伝えしていたのですが、その信州環境フェアの委託先のコンサル会社がデータを持っているということで、勝手なことができなかったというのと、詳細な分析になると、たぶんコンサルタント料が跳ね上がると思うのです。それでも、男性と女性がどう違うか、世代によってどう違うか、これぐらいは普及啓発のポイント探しとして非常に有用だと思しますので、性別と年代差ぐらいは分析してほしいと、コンサル会社に願っているところです。データをもらえるならお手伝いしたいと思います。

それから、福江委員から、信州環境フェアに来る方は意識の高い方なのでというのは、私も本当にそのとおりだと思います。この25項のアンケートをつくったときに、信州環境フェアのためにつくったのではなくて、地元の小学校とか中学校で、場合によっては子供たちに持ち帰らせて、お父さん、お母さんにやってもらったり、あるいは企業の社員研修のときにちょっと使ってもらったりというための汎用性の高いアンケートとしてつくりました。

ですので、環境フェアでデータを取ることよりも、裾野広く多くの人に意識してもらおうという戦略を県に取っていただけると、最初につくったときの苦労も一層報われるかなと思っております。以上です。

梅崎会長

この件もよろしくお願いします。
それでは時間も超過していますので、これが最後の質問にしたいと思います。
下平委員、どうぞ。

下平委員

私は全く環境などの専門家でも何でもなくて参加しているので、少し違う切り口で、いまさらそんなこと聞くなよと怒られるかもしれませんが、ちょっとお伺いします。この長野県環境基本計画を今つくっておるわけで、これというのは、いわゆる長野県内の住民、いろいろな組織、企業、全ての者に対してのたたき台というか、指標をつくる計画と捉えてよろしいですか。

小林環境政策課長

そういうことでございます。

<p>下平委員</p>	<p>分かりました。例えば、今企業なども ESG から始まりましていろいろやっています。これからカーボンプライシングなども始まって、いろいろかなり大変なことになってくるだろうとは思いますが、その中で、このメンバーの中には農業関係の方、森林関係の方、消費者の代表の方々がいらっしゃるのですが、いわゆる経済関係の方が誰も入っていないで、そういうようなバランスの中で、うーんと思って見ていたわけですが、特に思うことは、ちょうど昨日あたりにニュースで、東京一極集中がまた始まったと、コロナで東京からどんどん地方に行く人数が多かったのが、去年一年たってみたら、もう今年は多くなってしまったと、東京へまた帰り出したという話です。</p> <p>環境問題というのは、本当に大事なものは、いかに人間が集中して東京に住むのではなくて、ばらついて日本中に住んで、田舎を守りながら上手にやる、森林を守りながらというのが大事なような気がします。</p> <p>そのときに、やはり企業の力は非常に大事なところが出てくると思うのですが、こんなことをいまさら言っても始まる問題ではないですが、ぜひ産業界側の意見も聞きながらやっていただけたほうが、いろいろなことがスムーズに進むのではないかと思います。</p> <p>先ほどから出ておりますこの 25 の質問は本当にいい質問で、よく精査していただいているのですが、これはどちらかというと市民の皆様を専門にということで、それはそれでいいのですが、例えば企業ですと、事務局が暗い会社というのは生産性が悪いという話もかなり専門の方々もされていたりします。</p> <p>そんなようなこともありますので、またそのバランスなどもうまく取れるようにやっていただけたらありがたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ありがとうございました。 どうぞ。</p>
<p>真関次長</p>	<p>環境部次長の真関でございます。今、下平委員からいただきました意見は本当に大事な観点だと思えます。もちろんパブリックコメント等で公開はしておりますけれども、この案を、また経済団体の皆様ですとか、県内の経済界の団体の皆様にもきちんと丁寧に御説明して、御意見を反映して計画としてまいりたいと考えております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは時間の関係もありますので、答申案の修正を求める御意見等もありましたけれども、さらに御意見がある場合には、会議</p>

後1週間以内に事務局に提出をお願いいたします。

委員の皆様からの御意見をいただきました中で、幹事のほうで反映できる部分は修正いただき、字句等につきましては会長に一任という形で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 異議なし >

梅崎会長

異議なしということですので、それでは本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、審議事項「湖沼類型指定見直しについて」でございます。

11月の第4回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、湖沼類型指定見直し専門委員会の議論を経て、答申が示されているものでございます。

まずは、湖沼類型指定見直し専門委員会専門委員会の沖野委員のほうから御報告いただき、その後、幹事から説明をいただくことにしたいと思います。

それでは、委員長よろしくをお願いいたします。

沖野委員長

ただいまご紹介いただきました湖沼類型指定見直し専門委員会の委員長を務めております沖野です。

11月の環境審議会ですら既に中間報告をさせていただきましたが、その後の検討状況などについて、資料2-1により説明をいたします。

資料2-1、「2 これまでの検討状況」をご覧ください。

(2) 専門委員会の開催状況ですが、第1回、第2回の専門委員会については、前回の環境審議会ですら報告させていただきましたとおりです。第3回目の専門委員会は1月16日に開催しまして、地元関係者からの意見聴取や環境審議会への中間報告の結果などを踏まえて、類型指定見直し(案)の内容について審議をいたしました。

その際、委員からは次のような意見がありました。一つは、漁獲量の正確な把握が難しくなっているため、今後の見直しの際には、遊漁者数のデータを活用して漁獲量の推計をするなど検討されたい。

次に、次回以降の類型指定の見直しの参考となるよう、今回見直し対象とならなかった湖沼の詳細データについても、資料に添えるべきではないかなどのご意見をいただき、これらの意見を参考にして、本日の答申の案としております。

「3 関係者からの意見聴取」ですが、AA 類型からA 類型への見直しの検討対象となった湖沼、中綱湖・木崎湖・野尻湖につい

て、地元漁協等への意見聴取を実施しました。AA 類型の代表的魚種であるヒメマスについて、主要な漁業権魚種ではないこと、現況水質でもその生息に支障が生じていないことなどを確認しました。

また、地元漁協及び大町市、信濃町から見直し案に対する意見をお聞きしましたが、異論はありませんでした。

「4 パブリックコメント」です。今回の中間報告の後、募集期間を令和4年12月6日から翌年令和5年1月5日までの1か月で実施をいたしました。寄せられた意見はございませんでした。

次に裏面の「5 類型指定見直し(案)について」をご覧ください。県指定の14湖沼を対象に、水域の利用状況の変化や環境基準の達成状況等に基づいて総合的に検討しました。その結果、表の記載のとおりの見直し案としております。なお、中間報告からの変更箇所はありません。

まず類型の見直しについてですが、(1) COD 等では、最も厳しいAA 類型を適用している中綱湖・木崎湖・野尻湖の3湖沼について、これはA 類型への見直しが適当と判断しました。

次に(2) 全燐と(3) 全窒素についてですが、新規指定及び類型の見直しが必要な湖沼はないという結論となりました。

次に達成期間ですが、環境基準の達成率と達成期間の不整合が生じている湖沼について、水質の変動傾向、将来予測値も踏まえて、適切な期間を検討しました。達成期間はイというのが最も厳しい基準になりますが、表に記載のとおり、多くの湖沼について達成期間を変更することが適当と判断しました。

私からの説明は以上です。引き続き、詳細については事務局から報告していただきます。以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

それでは、幹事から詳細の説明をお願いいたします。

仙波水大気
環境課長

水大気環境課長の仙波でございます。私から、引き続き湖沼における環境基準の類型指定見直しの答申案についてご説明をいたします。資料2-2をお願いいたします。

ただいま沖野委員長からの説明にもございましたけれども、本答申案は、前回中間報告をさせていただいた検討案につきまして、地元関係者への意見聴取、第3回専門委員会でのご意見等を踏まえて修正したものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。「1 概要」及び「2 見直しの背景」ですが、水質汚濁にかかる環境基準は、類型といたしまして段階的な基準が定められており、その水域の利用目的等を勘案して都道府県知事が類型を指定することとなっております。

その類型の指定は、利水の変更、あるいは水質の変化等に伴い適宜改訂するものとされておりますけれども、本県では、当初の類型指定以降、50年近く見直しが行われていない状況にあります。

そのため近年の湖沼を取り巻く環境の変化や、先ほどご議論いただきました第五次長野県環境基本計画の策定、また、県内湖沼の環境基準達成率が全国と比較しても低い状況にあることなどを踏まえまして、現在の湖沼の類型指定が適切かどうか検討を行ったものでございます。

「3 見直しの考え方」ですが、国が指定しております味噌川ダム貯水池を除く14湖沼を対象に、(2)に記載の観点により、今後も類型指定の定期的な見直しを行うことを前提に検討を行いました。

2ページをお願いいたします。4の(1)に湖沼の有機汚濁の代表的な指標でありますCOD(化学的酸素要求量)等の類型指定の状況についてお示ししております。

県内では、この表の上から4行目、丸池の隣には琵琶池の記載がございますけれども、この琵琶池を含めました計15湖沼を類型指定しております。最も厳しいAA類型が4湖沼、残りがA類型という状況でございます。

表の右から2番目、達成期間はイ・ロ・ハに区分されておまして、下の「注」のところに記載がございますように、イは直ちに達成、ロは5年以内で可及的速やかに達成、ハは5年を超える期間で可及的速やかに達成となっております、イが最も厳しい基準となっております。

表の一番右の列には類型指定の種類と指定の年月日を記載しておりますけれども、一番下の味噌川ダム貯水池を除きまして、昭和46年、それから多くの湖沼では昭和51年に類型指定がされたという状況でございます。

下側の表には、環境基準の類型別の値を記載しております。CODを見ていただくと、AA類型で1mg/L以下、A類型の場合は3mg/L以下となっております。

この表の類型の隣には、その類型の利用目的の適応性という形で記載がございます。

それぞれの記載内容の説明は「注」にございますけれども、例えばその湖沼が水道水源として利用されている場合は、簡易な浄水調査で済みますのか、高度な浄水調査まで行うのかによりまして、水道1級から3級に区分されておまして、水道1級に該当した場合はAA類型、水道2級・3級ではA類型が該当するというのが基本的な考え方になります。

続きまして、3ページの(2)につきまして、湖沼におきまして、汚濁の原因となります植物プランクトンが増殖する要因となる全

燐・全窒素の類型指定の状況を示しております。

燐・窒素につきましては、ローマ数字のⅠからⅣまで区分されておりまして、県内では五つの湖沼が類型指定されております。燐と窒素両方の基準が適用されているのは諏訪湖のみという状況でございます。その他の湖沼では、燐のみが適用されているという状況でございます。

5ページをお願いいたします。こちらは味噌川ダムを除きます14湖沼につきまして、CODの環境基準の達成状況を直近10年間でお示しております。水色の部分が達成、黄色の部分が非達成となっております。一番下の行に環境基準達成率を年度ごとにまとめておりますけれども、30%前後という形で低い状況が続いているというのがお分かりいただけると思います。

次に6ページをお願いいたします。全窒素・全燐につきましても同様に、直近10年間の環境基準の達成状況をお示しております。

全燐については、ここ3年間は全ての湖沼で環境基準を達成しているという状況でございます。全窒素は、諏訪湖のみに適用されている状況ですけれども、いまだに環境基準達成という評価には至っておりませんが、最近3年間は、3地点あります環境基準点のうち1地点は達成している状況になってございます。

7ページから18ページまでは、14湖沼全てにつきましてCOD、全燐、全窒素の経年変化をグラフとしてお示ししているものでございます。環境基準が適用されている湖沼につきましては、環境基準値も併記しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

少し飛びまして19ページをお願いいたします。

こちらからが具体的な検討内容となってまいります。ここからの説明は中間報告の時点から変更した点を中心に説明させていただきます。

まず本答申案では、類型の見直しと達成期間の見直しを別の章として分けまして、分かりやすく整理をし直しました。まず類型の見直しは「5 類型の見直し」に追記をいたしました。

(1)対象湖沼の絞り込みですが、アのCODについて、現Aタイプの湖沼につきましては、本県が8水系の水源域を有する上流県であるということから、Bタイプ以下への見直しは行わないという方針をここに明記しております。全燐・全窒素については記載のとおりでございます。

一番下のエの絞り込み結果の枠の中に結果を記載しておりますけれども、こちらは中間報告から対象湖沼の変更はございません。CODにつきましては、青木湖・中綱湖・木崎湖・野尻湖のいずれもAAタイプの湖沼を検討対象といたしました。全燐については類型指定の見直しが野尻湖、新規指定については丸池・琵琶池・みどり湖・白樺湖について検討するという形にいたしまして、全窒素につ

いては、丸池・琵琶池・白樺湖について新規指定の検討対象としております。

20 ページをお願いいたします。

(2) 類型見直しの検討といたしまして、絞り込んだ湖沼に対します検討方向を整理しておりますが、中間報告から内容の変更はございません。

次に21 ページをお願いいたします。

(3) から検討結果を整理しております。アのCODにつきましては、中間報告においては、中綱湖・木崎湖・野尻湖におけるAA 類型からA 類型の見直しにつきましては、AA 類型の水産利用にかかる代表的な魚種でありますヒメマス的重要性等について、地元関係者から意見聴取した上で検討することとしておりました。

それを受けまして、地元漁業等からヒアリングを実施した結果、いずれの湖沼におきましても、ヒメマスは主要な漁業権魚種ではないこと、それからAA 類型を達成していない現状の水質におきましても、ヒメマスの生息に支障が生じている状況ではないということが確認できましたので、この3湖沼についてはAA 類型からA 類型へ変更することが適当と判断をいたしました。

22 ページをお願いいたします。イの全燐とウの全窒素につきましては、中間報告からの変更はございません。新規指定の必要性を検討いたしました丸池・琵琶池・みどり湖・白樺湖については、水質の変動傾向、それから新規指定する場合に想定される類型を、将来においても達成する見込みであることなどから、いずれの湖沼も新たに類型指定を行う必要はないと判断をいたしました。

23 ページをお願いいたします。

「6 達成期間の見直し」といたしまして、こちらに類型の見直しとは分けて達成期間の見直しを整理しております。

(1) 検討結果につきましては、中間報告から変更はございませんけれども、直近10年間にございます各湖沼における環境基準達成状況を現状の達成区分と比較をいたしまして、不整合が生じている場合には、水質の変動傾向や将来予測値等に基づいて、どの達成期間が適当か検討を行ったものでございます。

その結果、(2)に記載してありますが、アのCODにつきましては、丸池・琵琶池・蓼科湖が上位の達成期間に見直しを行い、美鈴湖・女神湖・大座法師池・みどり湖・青木湖が下位の達成期間に見直すことが適当と判断いたしました。

また、中綱湖・木崎湖・野尻湖につきましては、先ほどご説明したA 類型に見直した場合には、環境基準を達成できる見込みになりますので、イの区分に見直すことといたしました。

それからイの全燐につきましては、中綱湖・木崎湖・野尻湖・諏訪湖いずれも上位に見直すことが適当と判断をいたしました。

それからウの全窒素ですが、諏訪湖についてはこれまで環境基準を達成している状況にはございませんけれども、最近改善状況にあるということ踏まえて、将来予測等から上位の区分に見直すことが適当と判断をいたしました。

24 ページをお願いいたします。

「7 検討結果一覧表」です。こちらは類型の達成期間の見直しを検討するために、今ご説明いたしましたデータについて一覧表として提示したものです。後ほどご確認いただければと思います。

27 ページをお願いいたします。

「8 まとめ」といたしまして、今回の見直しは水域の現状に適合したよりふさわしい類型の指定とするため、利水の状況の変化、水質の状況、将来予測などを踏まえまして、地元関係者の方から意見をお聞きした上で、総合的な検討を行ったものであること。

また、この見直し後の基準は、良好な水質の維持向上、豊かな水環境の実現に向けた新たな目標となるものであり、引き続き、各流域におきまして行政と地域住民、関係機関の皆さんが十分に連携して、各種対策を実施していくことが必要であるということ新たに記載しております。

その上で、先ほど沖野委員長から説明いただきました検討結果をまとめた表を掲載しております。検討結果については中間報告からの変更はございません。

28 ページ以降は参考資料といたしまして、今回見直しの対象とならなかった湖沼も含めて、湖沼の詳細なデータを掲載しております。最後のほうには、根拠法令の抜粋等も掲載しております。

最後に今後の予定でございますけれども、この答申案をお認めいただくということになりますと、3月中には県の告示としてこの類型の見直しを出しまして、来年度からは、新たな類型指定に基づく基準で水質の常時監視を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

前回の審議会の意見も含めて修正していただき、今日もその部分をしっかり説明していただきました。ほかにご質問等はございませんでしょうか。

それでは、発言等もございませんので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。

特にご意見がございませんでしたので、これを答申としてお認めしてよろしいでしょうか。

今井特別委員代理	<p>ちょっとお待ちください。今ご質問が一つありました。今井特別委員代理、どうぞ。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございます。質問というか、確認事項をお願いいたします。先ほど資料1は1週間以内に回答をとというようなことであったと思いますけれども、こちらの案件についても1週間程度余裕がいただけるのかどうか。こちらのほうには26日に資料をいただきまして、今、局内の各部に照会をしている状況でございます。その回答をもって整備局の回答とさせていただきたいと考えておりますので、お時間をいただきたいということですが、いかがでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>その前の審議事項アのところで1週間というお話をしましたけれども、この件につきましてはいかがですか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>同様にお時間を取ってご意見をいただきたいと思いますので、もしご意見があれば1週間以内にお寄せいただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>それでは、今回はご質問等ございませんでしたけれども、1週間以内に質問等を提出いただいて、そのことを踏まえまして、答申の案を考えたいと思います。皆様からいただきましたそういう意見を幹事のほうで反映できる部分は修正いただき、字句等につきましては会長一任ということで答申させていただいてよろしいでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>< 異議なし ></p>
梅崎会長	<p>今井特別委員代理、よろしいですか。</p>
今井特別委員代理	<p>はい、それでよろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>それでは本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>以上、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。よろしければ、本日の議事を終了し、議長の務めを終えさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

司会	<p>梅崎会長、委員の皆様ありがとうございました。以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は3月17日金曜日を予定しております。</p> <p>本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
----	---